



マイクログラ 料からの印 刷出力によ る印画	カラー 以外の もの	A三	B四	A四	マイクログラ資料からの 電子式引伸印画	A三	B四	A四	撮影によるマ イクロフィ ルの作成	三十五ミリ メートル幅 フィルム	マイクログラ ムからマイ クロフィルム へのプリント	マイクログラ イックロフィ ッシュからマ イクロフィッ ッシュへのプ リ ント	一枚につき十六円	一枚につき十六円	一枚につき十六円	一枚につき七十七円	一枚につき七十七円	一枚につき七十七円	一枚につき二百十円
													一枚につき十六円	一枚につき十六円	一枚につき十六円	一枚につき七十七円	一枚につき七十七円	一枚につき七十七円	一枚につき二百十円

撮影による画像を記録した 光ディスクの作成	一 申込みで撮影による画像一 コマの場合 一枚につき六百 五十円
撮影による画像を複製した 光ディスクの作成	一 申込みで一枚につき四百九 十円 一 申込みで撮影による画像一 コマを超える場合 一枚につ き六百五十円に一コマを超え る部分の一コマごとに百六十 円を加算した金額

注一 この表において「A四」、「A三」、「A二」又は「B四

」とは、それぞれ日本産業規格A列四番、日本産業規格A列三番、日本産業規格A列二番又は日本産業規格B列四番の大きさの用紙をいう。

二 電子式複写による印画の項中括弧内の金額は、国立国会図書館関西館の利用者が同館に設置された複写機を自ら操作して国立国会図書館の収集資料の複写物を作成した場合における複写料金を示す。

三 この表において「機械可読資料等」とは、機械可読資料及び国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第二条第二号に規定する電子情報をいう。

四 機械可読資料等の印刷出力による印画の項中括弧内の金額

は、国立国会図書館資料利用規則第四十八条第一項から第三項までに規定する資料の複写の申込みを受けて複写を行った場合における複写料金を示す。

五 この表において「光ディスク」とは、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクをいう。

**(裏写りの防止に係る費用)**

2 複写する資料に裏写りを防ぐための用紙を挿入することを希望する者は、当該用紙一枚につきその挿入に係る費用十三円を負担しなければならない。

**(画像加工に係る費用)**

3 撮影による画像の複数のコマを統合する加工を希望する者は、撮影による画像に係る費用に加え、加工後の画像一コマにつきその処理に係る費用百七十円を負担しなければならない。

**(郵送等に要する費用)**

4 郵送等（郵便又は宅配便による送付をいう。以下同じ。）により複写物の引渡しを受けようとする者は、郵送等に要する費用を負担しなければならない。

5 前項の郵送等に要する費用とは、送料（郵便料金又は宅配便料金をいう。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める料金を加えたものをいう。

一 国内の郵送等の場合 郵送等一件につき、複写物の発送事務手数料二百五十円

二 外国への郵送等の場合 郵送等一件につき、複写物の発送事務手数料に複写料金請求書の郵便料金を加えた額三百五十円

**(消費税等の負担)**

6 第一項に規定する複写料金、第二項に規定する裏写りの防止に係る費用、第三項に規定する画像加工に係る費用及び第四項に規定する郵送等に要する費用を支払う者は、郵送等により外国で複写物の引渡しを受ける場合を除き、第一項に規定する複写料金、第二項に規定する裏写りの防止に係る費用、第三項に規定する画像加工に係る費用及び前項第一号に掲げる料金の合計額に消費税（昭和六十三年法律第八号）第二十九条に定める税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に定める税率を乗じて得た金額の合計額（当該合計額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を負担しなければならない。

**(複写料金等の授受に係る手数料の負担)**

7 銀行その他の金融機関又は第一項から第四項まで及び前項に規定する複写料金等（以下この項において「複写料金等」という。）の請求の際に指定する店舗を利用して複写料金等を支払おうとする者は、銀行その他の金融機関又は当該店舗における当該複写料金等の授受に係る事務のために必要な手数料を負担するものとする。

(自写料金)

8 国立国会図書館の収集資料を自らの機器を用いて複写した者からは、当分の間、複写に係る料金を徴収しない。

附 則

1 この告示は、昭和六十一年九月一日から施行する。

2 国内からの申込に係る複写料金に関する件（昭和四十七年国立国会図書館告示第二号）は、廃止する。

3 外国からの申込に係る複写料金に関する件（昭和五十七年国立国会図書館告示第二号）は、廃止する。

附 則（昭和六十三年一月六日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和六十三年一月六日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月二十八日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十三日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年六月十日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成九年三月十一日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年十二月一日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、国立国会図書館図書複写規程の一部を改正する規程（平成九年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成九年十二月一日

附 則（平成十一年十月二十七日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十二年四月四日から施行する。

附 則（平成十二年五月二日国立国会図書館告示第二号）

本件は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六号）の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成十四年四月一日

附 則（平成十四年五月七日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成十四年五月七日から施行する。

附 則（平成十四年九月三十日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、改正後の複写料金に関する件第一項の規定は、同日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月四日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成十八年十月二十三日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成十八年十月二十三日以後に申込みを受理した複写について適用し、

同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

**附 則**（平成十九年九月二十八日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二十二年一月二十二日国立国会図書館告示第二号）

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件第一項の規定は、平成二十二年四月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二十三年七月一日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二十三年十二月二十七日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、平成二十四年一月六日から施行する。

**附 則**（平成二十四年十二月十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成二十五年一月五日から施行する。

**附 則**（平成二十五年十二月二十七日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十六年一月七日から施行する。

**附 則**（平成二十八年一月二十日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成二十八年二月一日から施行する。

**附 則**（平成二十八年十一月二日国立国会図書館告示第三号）

1 この告示は、平成二十八年十一月二十九日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成二

十八年十一月二十九日以後に申込みを受理した複写について適用

し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

**附 則**（平成三十年四月三日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成三十年七月二日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成三十年七月二日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年七月一日国立国会図書館告示第二号）

本件は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則**（令和二年十二月七日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和三年一月四日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和三年一月四日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

**附 則**（令和三年九月一日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和三年十月一日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和三年十月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

**附 則**（令和四年三月二十九日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、令和四年五月十九日から施行する。